

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

| 目次 | ページ |
|------------------------------------|-----|
| 告示 | |
| ○道路の供用開始(七一七・道路課) | 1 |
| 公告 | |
| ○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請(地域活動支援室) | 1 |
| ○土地改良区の新たな土地改良事業の施行の認可(山本地域振興局農林部) | 1 |
| ○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課) | 1 |
| ○特定調達契約に係る落札者の決定(総務事務センター) | 2 |
| ○公安委員会告示 | 2 |
| ○交通誘導警備業務の配置基準(一四四・生活安全企画課) | 2 |

告 示

秋田県告示第七百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年十月六日

一 供用開始の区間

秋田県知事 寺田典城

| 道路の種類 | 路線名 | 区間 |
|-------|--------|----------------------------|
| 一般国道 | 三百四十一号 | 鹿角市八幡平字上平三二五番から字蛇沢六七番一地先まで |

- 二 供用開始の期日 平成十八年十月六日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課

公 告

(一) 期間 平成十八年十月六日から同月十九日まで

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十月六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 申請のあった年月日 平成十八年九月二十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あきたNPOセンター
- 三 代表者の氏名 佐々木 久 長
- 四 主たる事務所の所在地 秋田市牛島西一丁目四番十四号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、現代社会における民間非営利活動組織(NPO)の可能性を摸索し、企業及び行政とのパートナーシップを前提とした、市民の社会貢献活動に対する意識の啓発と活動基盤の強化を通して、新しい市民社会の実現に寄与することを目的とする。
- 六 定款の変更内容
 - (一) 特定非営利活動の種類の変更
 - (二) 特定非営利活動の事業の変更
 - (三) 役員の定数の変更
 - (四) 解散及び合併の議決の変更等

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、三種町鶴川土地改良区から申請があった新たな土地改良事業の施行について、平成十八年九月二十七日認可したので、同条第十一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十月六日

秋田県知事 寺田典城

県有財産の売払について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十八年十月六日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

| 番号 | 所在地 | 地目等 | 面積(㎡) | 予定価格(円) |
|----|--------------------------|---------------|-----------------|------------|
| 一 | 北秋田市鷹巣字平崎上 一三番二 一三 | 宅地 | 二九四・五三 | 二、一四四、〇〇〇 |
| 二 | 北秋田市鷹巣字本屋敷 八五番三 | 宅地 | 三八〇・五一 | 六、六九六、〇〇〇 |
| 三 | 北秋田市綴子字高野尻 一九六番一 | 宅地 | 六三五・三六 | 五、七八二、〇〇〇 |
| 四 | 北秋田市綴子字高野尻 一九六番四 | 宅地 | 七一三・六二 | 五、八五二、〇〇〇 |
| 五 | 大館市比内町扇田字伊勢堂 一五〇番五 | 宅地 | 一、二二一・七九 | 一八、一九一、〇〇〇 |
| 六 | 秋田市上新城中字稲荷 田三番二 | 宅地 建物及び付帯物 | 三三四・三九 九〇・二五 | 二、一三三、〇〇〇 |
| 七 | 男鹿市船川港船川字外 ケ沢一二三番二 | 宅地 | 一、七七三・〇八 | 三〇、一四二、〇〇〇 |
| 八 | 湯沢市杉沢字森道上二 〇四番三 | 宅地 | 四一一・七四 | 五、三五〇、〇〇〇 |

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

| 番号 | 場 所 | 期 間 |
|-----|--|---|
| 一～四 | 秋田県北秋田地域振興局総務企画部総務経理課 (電話〇一八六―六二―一二五―) | 平成十八年十月六日(金)から十月二十三日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで |
| 五 | 秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所総務班 (電話〇一八六―四九―一二二―四) | 平成十八年十月六日(金)から十月二十三日(月)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで |
| 六～七 | 秋田県出納局会計管財課 (電話〇一八―八六〇―一二七三六) | 平成十八年十月六日(金)から十月十九日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで |
| 八 | 秋田県雄勝地域振興局総務企画部総務経理課 (電話〇一八三―七三―一八一九七) | 平成十八年十月六日(金)から十月二十四日(火)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前九時から午後五時まで |

三 入札執行の場所及び日時

| 番号 | 場 所 | 日 時 |
|-----|-------------------------|------------------------|
| 一～四 | 秋田県北秋田地域振興局第二会議室 | 平成十八年十月二十四日(火) 午前十時三十分 |
| 五 | 秋田県北秋田地域振興局大館地区総合事務所応接室 | 平成十八年十月二十四日(火) 午後一時三十分 |
| | 秋田県出納局会計管財 | 平成十八年十月二十日 |

| | | |
|-----|-----------------|------------------------|
| 六～七 | 課入札室 | (金) 午前十時三十分 |
| 八 | 秋田県雄勝地域振興局第一会議室 | 平成十八年十月二十五日(水) 午後一時三十分 |

四 入札に参加する者に必要な資格
 入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
 (二) 法人の場合

印鑑及び登記簿の謄本
 入札保証金に関する事項

六 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 その他

入札番号六の物件は、市街化調整区域に区域区分されている。詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―一二七三六)に照会のこと。

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十八年十月六日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 落札に係る物品の名称及び数量

胃部検診車 一台

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号

三 落札者を決定した日

平成十八年九月二十七日

四 落札者の名称及び住所
 株式会社日立メデイコ秋田営業所 秋田市八橋南二丁目十番十六号

五 落札金額
 五千五百三十六万二千五百十円

六 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日
 平成十八年八月八日

公安委員会告示

秋田県公安委員会告示第144号
 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第2条の表の5の項の上欄の規定により、秋田県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に及び、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、平成19年4月1日から施行する。

平成18年10月6日
 秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

| 路 線 | 区 間 |
|-----------|--|
| 1 国道7号線 | 秋田県にかほ市象潟町小砂川字三崎地内から大館市字長走下内沢地内までの秋田県全域 |
| 2 国道13号線 | 秋田県湯沢市上院内矢ごめ沢国有林82林班地内から秋田市川尻町字大川反233番7先の国道7号線との交点まで |
| 3 国道46号線 | 秋田県仙北市田沢湖生保内字生保内地内から大仙市協和境字岸館74番5先の国道13号線との交点まで |
| 4 国道101号線 | 秋田県山本郡八峰町八森字大間18番2地先から秋田市金足岩瀬字小川瀬31-1地先の国道7号線との交点まで |

| | | | |
|---------------|---|----------------|--|
| 5 国道103号線 | 秋田県鹿角郡小坂町十和田湖休平24番2地先から大館市立花字上立花180番1先の国道7号線との交点まで | | |
| 6 国道105号線 | 秋田県由利本荘市井戸尻23番11先の国道7号線との交点から北秋田市綴子字大堤397番1先の国道7号線との交点まで | | |
| 7 国道107号線 | 秋田県横手市山内黒沢字上ノ山13番5から由利本荘市一番堰159番1地先の国道105号線との交点まで | | |
| 8 国道108号線 | 秋田県湯沢市秋ノ宮字役内山国有林45林班い小班地内から由利本荘市一番堰146番1先の国道105号線との交点まで | | |
| 9 国道282号線 | 秋田県鹿角市八幡平字才田18番1地先から鹿角郡小坂町小坂字古達部沢国有林9林班ち小班地内まで | | |
| 10 国道285号線 | 秋田県鶴上市飯田川飯塚字古開92番5先の国道7号線との交点から大館市中山字流田108番7地先の国道103号線との交点まで | | |
| 11 国道398号線 | 秋田県湯沢市皆瀬字小安奥山国有林43林班へ小班地内から由利本荘市東由利館合字壇の下10番3先の国道107号線との交点まで | | |
| 12 県道大館十和田湖線 | 秋田県大館市大館51番3地先の国道7号線との交点から鹿角市十和田大湯字大湯国有林47林班の小班地内の国道103号線との交点まで | | |
| 13 県道湯沢雄物川大曲線 | 秋田県湯沢市沖鶴69番5先国道398号線との交点から大仙市戸蔭字谷地85番1先の国道13号線との交点まで | | |
| | | 14 県道鷹巣川井堂川線 | 秋田県北秋田市綴子字田中大道下43番1地先の国道7号線との交点から北秋田郡上小阿仁村堂川字下川原19番2地先の国道285号線との交点まで |
| | | 15 県道大曲大森羽後線 | 秋田県大仙市若竹町320番先の国道105号線との交点から雄勝郡羽後町新町字新町19番4地先の国道398号線との交点まで |
| | | 16 県道秋田北イంతター線 | 秋田県秋田市上新城中字南波掛29番2先から秋田市外旭川字三千刈50番1先の主要地方道秋田天王線との交点まで |

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄